

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新					旧				
別表					別表				
適用条項	違反事項	基準日車等		備考	適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反				初違反	再違反	
法第9条第1項 貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」という。) 第2条第1項第2号	事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反 ① 営業所を区域外に設置 ② その他	20日車 10日車	40日車 20日車		法第9条第1項 貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」という。) 第2条第1項第2号	事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反 ① 営業所を区域外に設置 ② その他	20日車 10日車	40日車 20日車	
第3号、第4号	各営業所に配置する事業用自動車の種別違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	10日車 10日車	20日車 20日車		第3号	各営業所に配置する事業用自動車の種別違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	10日車 10日車	20日車 20日車	
第5号	自動車庫庫の位置及び収容能力違反 ① 営業所との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	20日車 20日車 10日車	40日車 40日車 20日車		第4号	自動車庫庫の位置及び収容能力違反 ① 営業所との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	20日車 20日車 10日車	40日車 40日車 20日車	
第6号	乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反 ① 営業所・車庫との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	10日車 10日車 警告	20日車 20日車 10日車		第5号	乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反 ① 営業所・車庫との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	10日車 10日車 警告	20日車 20日車 10日車	
第7号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	20日車		第6号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第8号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	20日車		第7号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
法第9条第3項前段 施行規則第6条第1項第1号、第2号	事業計画変更事前届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	警告	10日車		法第9条第3項前段 施行規則第6条第1項第1号	事業計画変更事前届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	警告	10日車	
第3号	各営業所に配置する運行車の数違反	警告	10日車		第2号	各営業所に配置する運行車の数違反	警告	10日車	
法第17条第1項第1号 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違反 1 必要な員数の運転者の確保違反 2 必要な員数の特定自動運行保安員の確保違反	警告 警告	10日車 10日車		法第17条第1項第1号 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違反 必要な員数の運転者の確保違反 (新設)	警告	10日車	
第4項	1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「乗務時間等告示」という。)違反 ① 設定不適切 ② 未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上(注2)	警告 10日車	10日車 20日車		第4項	1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「乗務時間等告示」という。)違反 ① 設定不適切 ② 未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上(注2)	警告 10日車	10日車 20日車	
	(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 ② 各事項の未遵守計2件以上 (注2) 局長通達5(1)①に該当するものを除く。	10日車 20日車	20日車 40日車			(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車を算出し、上記の処分日車数に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 ② 各事項の未遵守計2件以上 (注2) 局長通達5(1)①に該当するものを除く。	10日車 20日車	20日車 40日車	
第5項	3 乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)	10日車	20日車		第5項	3 乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)	10日車	20日車	
第6項	酒酔い・酒気帯び 運行の業務 1 疾病、疲労等のおそれのある 運行の業務 (注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病・疲労等 運行の業務 4 薬物等使用 運行の業務	100日車	200日車		第6項	酒酔い・酒気帯び 乗務 1 疾病、疲労等のおそれのある 乗務 (注1) ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病・疲労等 乗務 4 薬物等使用 乗務	100日車	200日車	
	(注1) 疾病のおそれのある 運行の業務 とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で 運行の業務に従事 させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発生し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに 運行の業務に従事					(注1) 疾病のおそれのある 乗務 とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で 乗務 させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発生し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに 乗務 させていた場合、			

新

旧

別表	違 反 行 為	基準日車等		備 考
		初違反	再 違 反	
	<p>させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに運行の業務に従事させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。</p>			
第8項	<p>100km超運行系統の運行の業務基準の設定違反 ① 設定事項不足 ② 一部運行系統未設定 ③ 全運行系統未設定</p> <p>運行の業務基準遵守の指導及び監督違反 ① 一部不適切 ② 大部分不適切</p>	<p>勸告 警告 10日車</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>	
安全規則第3条の2第1項	特定自動運行保安員の乗務等義務違反	警告	10日車	
第2項	特定自動運行貨物運送のための体制の整備違反	10日車	20日車	
法第17条第1項第2号 安全規則第3条の3 (道路運送車両法(以下「車両法」という。))第40～43条、第47条)	<p>事業用自動車の安全性の確保義務違反 点検整備違反 整備不良車両等</p> <p>1 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なもの及び4を除く。)</p> <p>2 不正改造のもの(速度抑制装置又は速度制限(NR)装置の機能不良を故意に放置したものを含める。)</p> <p>3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用</p> <p>4 ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの(注)</p>	<p>10日車×違反車両数 20日車×違反車両数</p> <p>20日車×違反車両数 40日車×違反車両数</p> <p>20日車×違反車両数 40日車×違反車両数</p>	<p>20日車×違反車両数 40日車×違反車両数</p> <p>20日車×違反車両数 40日車×違反車両数</p> <p>20日車×違反車両数 40日車×違反車両数</p>	
	<p>(注) ・車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていることの証明があった場合を除く。 ・車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。</p>			
(車両法第49条)	<p>点検整備記録簿等の記載違反等</p> <p>1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿)</p> <p>① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚</p> <p>2 記載不適切</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p> <p>4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿)</p> <p>① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚</p>	<p>警告 3日車×違反車両数 60日車</p> <p>警告 3日車×違反車両数</p> <p>警告 10日車</p> <p>警告 3日車×違反車両数</p>	<p>3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車</p> <p>3日車×違反車両数 6日車×違反車両数</p>	
第3条の4	点検等のための施設の不備	警告	10日車	
第3条の5	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車	
第8条	<p>業務の記録違反</p> <p>1 記録(30乗務に対して)</p> <p>① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)</p> <p>③ 全て記録なし</p> <p>2 記載事項等の不備</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p> <p>4 記録の保存</p> <p>① 一部保存なし ② 全て保存なし</p>	<p>警告 10日車 60日車 警告 60日車</p> <p>警告 10日車 120日車</p> <p>警告 10日車 30日車</p>	<p>10日車 20日車 60日車 120日車</p> <p>10日車 60日車</p>	
第9条	<p>運行記録計による記録違反</p> <p>1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して)</p> <p>① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)</p> <p>③ 全て記録なし</p> <p>2 記録の改ざん・不実記録</p>	<p>警告 10日車 30日車 60日車</p>	<p>10日車 20日車 60日車 120日車</p>	

別表	違 反 行 為	基準日車等		備 考
		初違反	再 違 反	
	<p>または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。</p>			
第8項	<p>100km超運行系統の乗務基準の設定違反 ① 設定事項不足 ② 一部運行系統未設定 ③ 全運行系統未設定</p> <p>乗務基準遵守の指導及び監督違反 ① 一部不適切 ② 大部分不適切</p>	<p>勸告 警告 10日車</p>	<p>警告 10日車 20日車</p>	
(新設)				
(新設)				
法第17条第1項第2号 安全規則第3条の2 (道路運送車両法(以下「車両法」という。))第40～43条、第47条)	<p>事業用自動車の安全性の確保義務違反 点検整備違反 整備不良車両等</p> <p>1 整備不良のもの(当日の日常点検時に降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。)</p> <p>2 不正改造のもの(速度抑制装置又は速度制限(NR)装置の機能不良を故意に放置したものを含める。)</p> <p>自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用</p>	<p>10日車×違反車両数 20日車×違反車両数</p> <p>20日車×違反車両数 40日車×違反車両数</p> <p>20日車×違反車両数 40日車×違反車両数</p>	<p>20日車×違反車両数 40日車×違反車両数</p> <p>20日車×違反車両数 40日車×違反車両数</p> <p>20日車×違反車両数 40日車×違反車両数</p>	
	(新設)			
(車両法第49条)	<p>点検整備記録簿等の記載違反等</p> <p>1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿)</p> <p>① 未記載3枚以下 ② 未記載4枚</p> <p>2 記載不適切</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p> <p>4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿)</p> <p>① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚</p>	<p>警告 3日車×違反車両数 60日車</p> <p>警告 3日車×違反車両数</p> <p>警告 10日車</p> <p>警告 3日車×違反車両数</p>	<p>3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車</p> <p>3日車×違反車両数 6日車×違反車両数</p>	
第3条の3	点検等のための施設の不備	警告	10日車	
第3条の4	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車	
第8条	<p>乗務等の記録違反</p> <p>1 記録(30乗務に対して)</p> <p>① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)</p> <p>③ 全て記録なし</p> <p>2 記載事項等の不備</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p> <p>4 記録の保存</p> <p>① 一部保存なし ② 全て保存なし</p>	<p>警告 10日車 60日車 警告 60日車</p> <p>警告 10日車 120日車</p> <p>警告 10日車 30日車</p>	<p>10日車 20日車 60日車 120日車</p> <p>10日車 60日車</p>	
第9条	<p>運行記録計による記録違反</p> <p>1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して)</p> <p>① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)</p> <p>③ 全て記録なし</p> <p>2 記録の改ざん・不実記録</p>	<p>警告 10日車 30日車 60日車</p>	<p>10日車 20日車 60日車 120日車</p>	

新					旧				
別表					別表				
適用条項	違反事項	基準日車等		備考	適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反				初違反	再違反	
第9条の5第1項	3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 30日車	10日車 60日車		第9条の5第1項	3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 30日車	10日車 60日車	
第2項、第3項	運転者等台帳 1 作成 ① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③ 全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車		第2項	運転者等台帳 1 作成 ① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③ 全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車	
第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監督違反				第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監督違反			
第10条第2項	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全て保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 40日車 警告 60日車	10日車 80日車 10日車 120日車		第10条第2項	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全て保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記録	警告 40日車 警告 60日車	10日車 80日車 10日車 120日車	
第10条第3項	指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合) 2 運転適性診断の受診状況 ① 受診なし1名 ② 受診なし2名以上	警告 10日車	10日車 20日車		第10条第3項	指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ① 一部不適切 ② 大部分不適切 2 運転適性診断の受診状況 ① 受診なし1名 ② 受診なし2名以上	警告 10日車	10日車 20日車	
	(注) ①の一部不適切は、指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。					(注) ①の一部不適切は、指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。			
第10条第4項	特定自動運行保安員に対する指導監督義務違反	警告	10日車		(新設)				
第10条第5項	特定自動運行保安員に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全部保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 40日車 警告 60日車	10日車 80日車 10日車 120日車		(新設)				
第10条第4項	非常信号用具等の取扱指導違反	勸告	警告		第10条第3項	非常信号用具等の取扱指導違反	勸告	警告	
第10条第5項	「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第5項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1092号。)による全従業員に対する指導及び監督違反	警告	10日車		第10条第4項	「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第4項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1092号。)による全従業員に対する指導及び監督違反	警告	10日車	